一七世紀内乱期における共和主義と抵抗権
――ジョン・ミルトンの場合――

清滝仁志

はじめに
1　共和主義者としてのミルトン
2　国王処刑支持のパンフレットの分析
3　抵抗理論の典拠としてのジョージ・ブキャナン
4　ミルトンと自然権
おわりに

はじめに

一六四九年一月三〇日のチャールズ一世の処刑は、イングランドの多くの者にとっては意外な事件であった。当時、国王の処刑を望む意見はほとんどなかった。この未曾有の出来事は、軍の将校とそれに賛同する少数の議員によってなされたものであった。国王をもたない政体をめざすという意味での共和主義（本稿ではモリルの用法にした

がって積極的共和主義（ストロングと呼ぶことにする）は国王殺害の当時において知的影響力をほとんどもっていなかった。モリルがいうように「一六四〇年代後半に言論人がどう考えようが、実践の人にとって、チャールズを廃止させることも君主制の廃止も全く想定外」であり、「国王を欠く共和国の確立は、まさしく晴天の霹靂」といえた。(1)

国王殺害の結果としてもたらされた積極的共和主義は知的世界の状況をみると全く唐突のものではなかった。内乱勃発以前の政治議論において積極的共和主義を導き出す議論は、いくつか存在していた。ホッブズが批判した、古典古代の政治思想への関心はその一つである。ホッブズは『リヴァイアサン』で次のように指摘している。

「王政に対する反乱の原因のうちで最も多いものの一つは、古代のギリシア人やローマ人の政治の書物や歴史を読むことであって、それにより、青年たちやその他の確固たる理性という解毒剤を備えていない人々は、ギリシア人やローマ人の軍隊の指揮者たちが成し遂げた偉大な戦争の手柄について、強烈で魅惑的な印象を受け、さらにそのほかにも、彼らがなしたすべてのことについて、好ましい印象を受け、そして、彼らの偉大な繁栄は、個々人の負けまいとする努力からではなくて、彼らの統治が民衆的形態であったからだと、考えるのである。…こうした書物を読むことによって人々は彼らの王を殺害しようと企てたのである。(2)」

イングランドにおける人文主義的政治論は、必ずしも共和政を支持したわけでなく、一六世紀においてそれは「君主の鑑」に見られるように君主の統治を支持するために用いられていた。だがホッブズの言うようにギリシア・ローマの共和政を理想の社会とし、そこでの有徳な市民精神を称賛する議論は常に存在していた。(3) そして、内乱期には古典古代に政治の理想を見出す議論は、市民の自由など共和政の意義を強く意識するようになっていた。

内乱期の共和主義について、ウォーデンは「古典共和主義」もしくは「共和主義」として、それを「近代初期ヨーロッパのルネサンス期やバロック期の君主政の台頭に対し、反対した知的抵抗であり」、さらに「その反対に際して、古典古代の政治的著作や政治的実践活動に広範に依拠した運動」と定義している。(4) ただし彼はイングランドにおける共和主義の展開を一六五〇年代の共和政が確立した後と考えている。(5)

この時代、華やかに展開した共和主義が内乱とそれに引き続く共和政においてどれだけ実践原理として評価され、知的影響を及ぼしたかは研究の余地が大きい。近年、イギリス政治思想史研究において共和主義の関心が高まっているものの、共和政が制度として定着したフランスと比べるならば、分析概念として限界がある。国王のいない政体をめざした共和主義が公然と出たのは内乱の一時期にすぎない。また共和主義者の多くは、実際に成立したイングランド共和政に批判的であった。積極的共和主義と国王統治を前提とした人文主義の区別が諸研究において不明確であることも、イギリスにおいて共和主義を議論することが一筋縄でいかないことを表しているであろう。

内乱期において政治を担った者にとって、国王との対決は、何か根本的に新しい秩序や理想社会を目ざした計画的活動とはいえなかった。今まで既存の権利や理論を、国王や宮廷勢力の危険な侵害から守るために用いる中で、国王処刑という偶発事件に直面した。この新しい事態に直面して、共和主義は積極的共和主義として登場することになる。ただし今までの既存の権利や理論との関係が問題にならざるをえない。コモンローヤーなどによって展開された立憲主義は、権力制限的性格をもち、伝統的国制の維持をめざすものであり、強力な軍事力を背景に領土拡張をめざす共和国に受け入れがたいものでもあった。古典共和主義者といわれるハリントン、ネヴィル、ニーダムは立憲主義に立った「法の言語」を用いていないのはそのためであろう。ポーコックの「シヴィック・ヒューマニ

ズム」のパラダイム論においても、「徳の言語」に基づく「共和主義」と「法の言語」に基づく「法学的伝統」ないし「自由主義」とは対立した緊張関係にあるものとして描かれている。(6) 一六四〇年代から一六六〇年代のイングランドにおける諸事件がいわゆる革命であったことを否定する歴史学説が有力であるが、積極的共和主義と共和政成立前の立憲主義および潜在的にあった古典共和主義の関係は十分明らかにされているとは言いがたい。

本稿で取り上げるジョン・ミルトン（John Milton, 1608-1674）の政治的立場は、当時の共和主義者のなかでは突出したものといえる。彼は国王処刑の際にいち早くそれを支持する著作『国王と為政者の在位権（*The Tenure of Kings and Magistrates*）』を公にする。このために、以後ミルトンには、「国王弑逆者」というレッテルがつきまとい、王政復古後のしばらくの間、急進的ホイッグにさえ、その名を出すのもはばかられるほど敬遠される理由となった。ミルトンは共和政成立以後、政府のラテン語秘書官に任ぜられ、共和国のスポークスマンとして著作活動を展開した。この一連の活動の中において、彼は「法の言語」と「徳の言語」を組み合わせた議論をおこなっている。古典古代を理想とする共和主義者において、このような立場の者は例外的である。(7) 本稿では、ジョン・ミルトンの内乱勃発前からの共和主義的政治観を分析した後、国王処刑時の著作『国王と為政者の在位権』を検討し、既存の立憲主義的議論と彼の奉ずる共和主義との接点を具体的に明らかにしていくことにする。ミルトンは、この著作において「法の言語」の上に立つ抵抗理論、国民主権論を基調としながら、徳をもった市民による統治という共和主義的議論を展開することで後の共和国時代の議論につなげた。『国王と為政者の在位権』の分析では同時期の国王処刑支持を訴える他の著者のパンフレットと比較検討する中で、その理論的構造を検討する。具体的には、ミルトンの著作を含むこれらの文書は、著者の政治的立場が様々であるのにもかかわらず、国民全体の抵抗の是認、国民と国王

との統治契約、統治権の国王への信託、法による王権の制限というようにほとんど同様な理論構成をとっていることを明らかにする。この分析を受けて、これら一群のパンフレットの典拠と推定されるジョージ・ブキャナンの抵抗理論を検討する中で、ミルトンがブキャナンと同様に人文主義的な観点に立ったエリート主義的な抵抗理論の形式を踏襲することで、共和主義的政治観を組み合わせていることを確認する。

本稿では次掲の全集からの引用に際し、巻数、頁数を（3：123）という略号で表記する。
Wolfe. D. M. eds, *Complete Prose Works of John Milton.* 8vols, Yale Univ. Press, 1953-82.

1　共和主義者としてのミルトン

ジョン・ミルトンが国王のいない政体としての共和主義を好ましいものと認識するようになったのは、内乱期の早い時期と推定される。ケンブリッジ大学において人文主義的教育を受けた彼は、古典古代の知的世界に深い関心をもっていた。それが共和主義への関心に発展するようになるのは、大学卒業後、パンフレット著作家として公に登場する間の自学期間であった。裕福な公証人の子としてミルトンは、地方で隠棲しながら古典を学習する時間をもっていた。

その自己研鑽の時期に読んだ文献の抜書として『備忘録（*Commonplace Book*）』が存在する。抜書は様々な項目別にまとめられている。項目は悪徳、貪欲、大食、自殺、好奇心、怠惰、虚言、音楽、食物、婚姻、教育、貧困、慈善、高利貸、国家、自由、国民、財産等、計五七項目に分かれている。注目されるのは、こうした形の研究を積み

重ねる中で、ミルトンの古典古代の関心が政治社会へと広がっていることである。最も注目すべきは、国家の項における最後の、マキアヴェッリの『戦術論』からの次の引用である。

「共和政は君主政よりも望ましいものである。というのは、より優れた者は王国よりも共和政から生み出されるからである。前者では徳は常に称賛されるが、王国においてはそうでなく、恐れられるからである。」（1：420）。

この抜書は一六四二年から一六四四年頃の間におこなわれたと考えられる。ミルトンが共和国成立以前のかなり早い段階から、君主政と対置する意味での共和主義に関心をもっていたことがわかる。その他にも国民の精神と政体との関連――自由な政体を維持するには国民が健全な公共精神をもたないとならないとする――に注意を払うなど、後に共和政擁護の著作で展開した議論のもとになったとみられる抜書が存在している。

この『備忘録』以外でミルトンがはっきりと自身で共和主義見解を表明している文献として『英国史（*History of Britain*）』の一部分である「補遺（digession）」がある。「補遺」においては、後年の共和国のイデオローグとしての著作と同様にイングランド人の自由を高らかに主張している。この自由に拠って、彼は、内乱の途中で権力を握ったカルヴァン主義的見解をもつ長老派に対して批判を展開している。

ミルトンは、国王と対峙する長期議会の活動によって、イングランドが新しいイェルサレムとなることを期待し、そのために詩作に代えて政治パンフレットを執筆・公刊していた。しかし、長老派を中心とする長期議会は、彼の期待には応えなかった。彼が出版した一連の離婚論をめぐる長老派議員との軋轢や長期議会の出版規制に対して反

対した『アレオパジティカ』の出版などで、両者の関係は悪化していった。一六四五年三月の『コラスティーリオン』では、かつての同志であった長老派議員ウィリアム・プリンに対して「私はしばし呆然とした。いったいこのような人間の心に対するのにどうしたらよいのか、解剖学に関するどのような知識があれば、このような人間の心の中に誠実を見出すことができるのだろうか」（2：722）とまで嘆いている。

長期議会体制そのものに対するミルトンの見解は、出版文献でなく、『英国史』の一部であるが、公にすることのなかった「補遺」に密かに記されていた。この「補遺」は一六四〇年代後半に執筆されたと推定される。[8] ここでは長期議会、長老派への痛烈な批判が展開されている。そのため、この「補遺」は、一六七〇年の『英国史』出版の際、ミルトン自身の手で削除されたにもかかわらず、一六八一年の「排除危機」の緊迫した政治情勢の中で、王党派によって『一六八一年における長期議会の性格』として独立したパンフレットとして出版される運命をたどる。[9]

この「補遺」では、五世紀、ローマ支配からの脱却によってブリトン人が自由を得る機会を得たにもかかわらずそれに失敗したという歴史的事実と、現在のイングランドの政治情勢とを比較しながら、現在の長期議会の腐敗を批判するという形式がとられている。ここでの主題は、イングランド国民に訪れた自由の機会を彼らがいかに有効に利用して自由を獲得するかということである。五世紀に現在のイングランド人の先祖であるブリトン人は「長らく求めてきた自由を掌中にしながら」それに失敗し、「悲惨な荒廃した状況」に陥った。ミルトンによれば、当時は五世紀にその好機を逃して以来やってきた千年来の自由獲得の機会であり、それを逃すことがないようにとしてミルトンは歴史的教訓を提示する。前回、力と勇気には人後に落ちないブリトン人が自由獲得の機会を逸したのは、統治者と聖職者のためであった。前轍を踏まないために、ミルトンは現在の好機における両者の対応を批判する。

ミルトンが強調するのは、イングランド国民の自由である。彼がここで主張する自由とは、宗教的自由のみならず、政治上の自由を含む。この政治上の自由はイングランドの国民が自己の政治的支配権をもつという市民としての自由である。このような政治的自由のとらえ方はホッブズが『リヴァイアサン』でギリシア・ローマかぶれの連中の特徴であると評したとおりである。[10]

この自由を享受するのはそれにふさわしい市民である。ミルトンによれば「自由は諸刃の剣であり、優れた者のみがこれを制御できる」（5：551）のである。具体的に彼は次のように述べている。

「ブリトン人にとって、この（ブリテン島という）土地は、戦争向きの頑丈で勇気ある者を十分育成するものの、平和時に正義にかなない思慮深く統治する者はあまり産出しない。その民はただ常識に頼り、市民精神、思慮、公への愛よりも、異国風のやり方で金銭や空しい名誉にもとづき考え、行動する。この土地においては、精神において確固たる精緻なふるまいの作法が育たない。民は洗練されず、あまりにも粗野である。真の世俗統治を実行し理解する勤勉性や徳において頑固で強情なところがあればと思うのである。戦野での勇敢な行為や勝利においても、その目的や勝利の理由を知らないので良き成功や悪き成功の方法を人に教えることができないというように、この民は思慮深いとは言えず、賢明でもない。太陽の力で果実と同様に、我々の智恵も成熟することが必要であり、ワインやオイルが外国から輸入されるように、成熟された理解や多くの市民的徳も最良の時代の外国の著作や事例を我々の精神に導入すべきである。我々は偉大な企ての中でいまだにそれをうまくできず、道半ばにあるのだ。」（5：451）

彼は、イングランド国民の精神に古典古代の「地中海世界の叡智」（5：451）を導入することで「市民精神、思慮、

公への愛」をもつ「正義にかない思慮深く治めうる者」をこの地に育てることを期待する。ミルトンは変動きわまりない政治情勢を見ながら、「偉大な企て」を実行できる勢力を模索していたのではないかと推測される。その結果としてミルトンは、一六四八年までに独立派に期待を託すことを決心したと考えられ、(11)他の古典的共和主義者——ハリントン、シドニー、ネヴィル、ニーダム——と異なり、プライドのクーデター、国王処刑に至る政治事件を積極的にとらえていたと考えられる。次に国王処刑という事件に際して共和主義者ミルトンの言論活動の内容をみていくことにする。

2　国王処刑支持のパンフレットの分析

国王殺害の当時、この行為を支持した文書はかなり限定される。チャールズ処刑後に出版されたパンフレットの中で、殺害を正当化しているものをトマソン・コレクションでみると、次の文献を挙げることができる。二月五日に出されたジョン・ウォー（John Warr, ?-?）の『国民の特権もしくは共通の権利と自由の原理（*The Priviledges of the People or, Principles of Common Right and Freedom*）』、二月九日のジョン・クック（John Cook, ?-1660）による『チャールズ国王の裁き—すべての理性人への訴え—（*King Charls his Case or, An Appearl to Al Rational Men*）』、二月一三日のミルトンによる『国王と為政者の在位権』、二月一六日のジョン・カン（John Can, ?-1667）による『黄金律もしくは正義の前進（*The Golden Rule or, Justice Advanced*）』、二月二七日のケンブリッジ大学トリニテイ・コレッジのフィドー（Fidoe）、ジーンズ（Jeans）、ショウ（Shaw）による『チャールズ・スチュアートに対する最近の訴訟手続についての議会の正当性（*The Parliament justified in their late Proceedings against Charls Stuart*）』、やや遅

れて五月三〇日のジョン・グッドウィン（John Goodwin, 1594?-1664）による『正義の妨害者（*The Obstructoure of Justice*）』である。

これらの著者は、古典古代を理想とする共和主義者とはかなり趣きを異にする人々である。ジョン・ウォーは経歴不詳であるが、「あらゆる統治というものに疑問を抱き、土地保有に反感をもつ」者であり、「彼の発言の位置はウェスタンリーやディガースに近い」急進的なパンフレット著述家であった[12]。またジョン・クックは、国王処刑において中心的な役割を果たした裁判官であり、パンフレットを出すことで自己の行為を正当化しようとした。ジョン・カンは急進的な聖職者であり、イングランドにおいて神聖国家＝第五王国設立を論じ、クロムウェル護国卿政権下の一六五八年に逮捕、投獄された人物である。ジョン・グッドウィンは、ランプ政権を支持しながらも特定の党派に属さず、独特のアルミニウス主義的な宗教思想を標榜した聖職者であった[13]。これらの著作家の立場はさまざまであるが、共通するのは、チャールズ個人を批判するものの、国王の職務そのものを批判しているのではないことである。彼らは、国王抜きの政治体制そのものを支持するのではなく、従来から存在している立憲主義を基礎にしながら、暴君放伐を支持している。その点に注目しながら、これらの文書を検討してみることにしよう。

まず、ジョン・ウォーの『国民の特権もしくは共通の権利と自由の原理』についてである。ウォーはこの文書において、国民と国王との関係を、次のように論じている。

「すべての統治権は基本的には国民の中にある。…各国家において国民は全体に等しく正義を配分するために、自発的に行政や統治体制にしたがう。統治者は一人ということもあれば、多数の場合もある。選挙もしくは同意（征服によるものを

除外する）は、すべての正義にかなった統治の源泉である。したがって、統治者の権力は代理人的なものである。そしてその統治は国民の善を目的とする。そのことは〈国民の福利は最高の法〉という格言で言われているとおりである。そこから我々は、統治がなぜ自由であるのか、ないのかの理由がわかるのである。その理由とは先祖に知恵があるか無知なのかにより、君主との交渉において権力の制限をつけたりつけなかったりし、それによって、国民の自由が決まる、ということからである。ある者は自らの権力を君主の意志のままに彼に譲り渡す。君主の誠実さを信頼してその身を預ける。彼らは人間が権力の座にある場合、誘惑に陥る傾向にあることを十分認識していなかったのである。君主を辞めさせるのが可能であるならば、世襲させないことが正しい。ある国民はこの不便に直面して、後に統治者に拘束と法を設けた。[14]」

ここでのウォーの主張は、次の二つの点に要約される。国民は基本的に統治権を有し、その国民は彼らの善や安全のために統治者を設け、自発的にそれにしたがうのであり、こうして選ばれた統治者は国民の代理人にすぎない。そして統治者が権力を濫用しないように法が定められ、彼はそれに拘束されるということである。ウォーによれば、統治者はもっぱら国民の便宜のために立てられているのであるから、同じく便宜のために、政体の変更をおこなうことも可能である。つまり「最初に一人の統治にしたがった者は、同じ理由で多数つまり貴族の統治にしたがう」ことも可能であり、政体の変更を柔軟に認めている。

実は、ウォーの主張をみると、ヨーロッパの伝統的な権力制限論である公会議主義でなじみの議論である。つまり国民を一つの団体としてとらえ、そこから発生した国王の権力は全体としての国民の権力に劣るという論理である。ウォーは「国民の全体が、統治者より上にあり」、また団体としての「王国は国王より上にある[15]」と解説している。彼は、国王の権力制限のための議論を暴君放伐にも適用していた。

第二にジョン・クックの『チャールズ国王の裁き』についての検討である。クックは伝統的な政治議論に依拠しながら、国王殺害を正当化している。

クックによれば、統治者が立てられるのは「多くの家族が人間社会を維持するために、国王や統治者に権力や権威を与えようと合意した[16]」結果である。このようにして設立された「国王は、その権力を被治者の善のために用い、また被治者の安全のために働く」「執事[17]」のような存在に他ならない。そしてその国王は法に拘束される。

「イングランド国王は、法によって、統治のために制限された権力を信託された。…その法は、法の中でも基本的なものの一つである。国王は法の上になく、法が国王の上にある。…国王は、法が彼に信託し認めた以上の権力と権威を認められていない[18]。」

クックは、国民が国王を擁立する際の法的関係を重視する。制限された権力をもつ国王と国民との関係は、執事が主人と契約を結んだ時から主従関係が成立するように、国王が戴冠する際に確認される。

「国王は戴冠式において、国民の平和を守り、すべての者に正義をおこない、国民のもつ法を護ることを宣誓するのである[19]。」

この宣誓に反して、国王が自己に与えられた使命を果たさず、国民に危害を加える場合には、厳罰が加えられる。

「もし、国民の擁護のために剣を預かっている者が、それを国民の破滅のために用いるならば、この世の法により、彼は国民の敵となり、見せしめのための苛酷な処罰が彼を待ち受けているであろう。そして、これはあらゆる国家において最初に必要となる基本法なのである。…もし国王が暴君となれば、彼は、そのために死なねばならない。[20]」

クックは、国王の退位のみならず、生命剥奪の根拠まで論じている。実際に国王を裁き、死を申し渡した人物ならばこその議論である。クックは、この処刑の法的根拠を、自分より上位にある国民に対する叛逆という点に求め、次のように論じている。

「国民の一人が、良き統治者を殺害することは、これは全体に悪事をなしたゆえに死をもって罰される反逆である。〔聖書に出てくる〕アナテマはそういう者である。もし国民のために戦い、幸福を守るように信託された者が、国民を隷属させ、彼らに破滅をもたらすような所業をおこなったならば…すべての統治者は、国民によって立てられた存在にすぎず、彼らの仕事は、執事に類するものにすぎないのであるから、このような所業は叛逆罪にあたり、〔国民が統治者を殺害しようとした〕先の場合よりも、罪は重いのである。[21]」

クックは、国王の権力が国民の信託によるものと主張する一方で、国王処罰の論拠として国王個人の国民に対する叛逆行為を重視している。国王が国民の身体・財産に対して危害を加えるという直接の行為を問題とされるのである。国民による国王への抵抗の根拠は、次のように人間の自己防衛にあるものとされる。

「我々は自分自身を、飢えや寒さ、外的暴力から自然に守る際、成文法に拠らないように、もし国王が国民を破滅させようとする際に、何の法によって彼を死に致らしめるのかという問いを発するならば、それは馬鹿げた愚かしいことであろう。このことを認める自然法は、人間の肉体的な心に書かれた神の法である…こうした自然法は、それ自身明確な法的権威をもち、すべての人定法の効力を停止する力をもつ。もし、ある者が特定の盟約によって、他人の下に立ち自らを殺す者に権力を渡すならば、これは無効な契約であり、人間性をそこなうものである。イングランド法の中で、神や自然法に反する法律や協約は全く無効である。人間は、神の法や自然法を作ることができないように、それを変えることもできない。もし船長が呑んだくれていて、船が岩の方に向かっていき、船客はそれを他の方法では回避できないならば、船長を海に投げ入れて酔いをさまさせるのである。この問題は、現在の議会の解決方法に関しても同様である。[22]」

契約違反ということで国王の退位、すなわち信託の解除は主張できるが、国王の生命を奪うことまで要求するためのより強い法的根拠としてクックは自己防衛による主張をもちだしている。こうした彼の理論の根底にあるのは、不正な力によって、自己の生命・財産に危機が迫った時に、実力でその力を排除することが自然法によって認められているとするローマ法の原理である。スキナーは『政治思想史の基礎』で、抵抗理論の二つの主要原理として、公会議主義者の主張する「団体理論」と危害に対する個人の自衛的抵抗を認める「法的議論」をあげているが[23]、クックの場合には、チャールズ処刑にあたって後者の「法的議論」を強調している。そのため、クックのパンフレットでは、国王による国民の生命・財産に対する不法行為の具体的事実が重点的に列挙されている。

ジョン・カンの『黄金律もしくは正義の前進—庶民院は国王を暴君、叛逆者、不品行ゆえに法廷に召喚する権力をもつことを示す—』における議論の中心は、団体としての国民が、なぜ国王を公的に処罰できる権力をもつのか

という点にある。その根拠は、「国民は、国王よりも上位にあり、卓越しており、国王は尊厳性において、王国全体に劣っている」ことによる。このことは、次の五つの理由による。

「①国王は手段であり、国民のために立てられ、その目的は彼らを安全を守ることである。
②船乗りは、全乗客よりも劣る者であり、将校は、軍隊全体よりも劣り、医者は、彼が診察するすべての者に劣り、教師は、生徒全体に劣る。というのは部分は全体に劣るからである。そして国王は、王国の一部分にすぎない。
③神から与えられた者は、国民の自己保存のための贈り物であり、彼らにとっての慈父である。…国王は、国民の善や幸福のための贈り物である。
④国民は、個人としては可死的であるが、種として不可死的存在である。王位についた国王は、可死的存在である。したがって、偶然的・一時的・可死的存在の者より、不可死の国民は卓越している。
⑤国民は、国王の存在以前から存在し、国王がなくても存在する。それゆえに後にできた者よりも価値がある。一方、国王は国民なくしては存在できない[24]。」

ここでの議論は、国民と国王との関係をそれぞれ団体とその一職位として位置づけ、全体である国民の優越を主張している。そして国民は「権力において国王に優越」し、「主権者の権力は明らかに、最初に、根本的に国民の中にある[25]」とするなじみの論理が援用される。したがって国民はこうした権力にもとづいて、国王が「平和と敬虔に導き、不正な暴力から救う」という擁立の目的に背き、「戴冠時に暗黙もしくは明示した条件」を規定した法に違反し、「国民を傷つけ、破滅させる[26]」場合に、彼を裁くことができる。契約違反という議論に自己防衛の議論も加わっ

ているのは、クックと同様である。

カンのパンフレットの一一日後に出されたフィドー、ジーンズ、ショウという三人のケンブリッジ大学関係者による文書は、これまでの論者の議論をほぼ踏襲している。

「統治の実行に関して、一人もしくは多数者に権力を与えるのは、国家統治や支配についてすべての団体もしくは社会の合意と相互的な同意を基礎としている。たしかにそれは、神によって立てられた権力であり、抵抗する口実は見られない。しかし、堕落した暴君や抑圧者のやり方にならい、その支配者が、霊や神に関わる事柄における良心を覆し…自然権や世俗の権利を侵害するならば、彼は為政者としての地位を失うのである。それは彼が基本的な法で定めた統治の目的に反したからである。(27)」

こうした支配者を排除する根拠として、国民による国王への権力の信託という点をこの文書では強調する。

「すべての統治者は、国民の信託を受けている。そしてそれゆえに国民は、彼らが信託に反して行動していることがわかったときは、正義にかなう形で統治者を職務からはずし、他の者を置き換えることができる。彼らが、信託できる他の者を見つけることができず、その国家に適した新たな統治（形態）を発見した場合には、現行の統治を彼ら自身の手に託する。(28)」

この文書では、信託関係が統治の目的に反する国王を排除することを認めるばかりか、信託の解除によって、統治権が国民自身に回帰する可能性にも言及する。国王のいない共和政体について選択することができるという含意を

読み取ることができる。

ジョン・グッドウィンによる『正義の妨害者』を読み解く際には、その執筆の時期や背景について細心の注意が必要である。他のパンフレット（ミルトンの『国王と為政者の在位権』を含む）が書かれた時期は、国王処刑後一ヶ月以内であり、当時、新政権がどのような政体をとるのかは明確でなかった。これに対し、グッドウィンのパンフレットは五月三〇日に出版されたが、それに先立つ五月一七日に君主政が正式に廃止されていた。したがって、執筆の背景は数ヶ月の違いとはいえ、他のパンフレットとかなり異なっている。また、これまで取り上げてきた他のパンフレットは、長くても四〇頁程度のものであるのに対し、『正義の妨害者』は一四〇頁を越える長大なもので、それまでの国王処刑を支持する議論とそれへの反対論を踏まえて書かれた本格的な著作となっている。

これらの相違にもかかわらず、グッドウィンの著作においても、国王処刑支持の根拠は他のパンフレットと共通する部分が多い。まず、グッドウィンは統治権が国民にあることを次のように論じている。

「統治に関するすべての権威と権力は、原初的かつ基本的に国民にある。彼らは正義と法にかなった権力を（貴族院は除いて、彼らの代表である庶民院の中に）もつ。それは、彼らの富と安全に寄与すると正しく判断されるどのようなことをもおこなう権力である。[29]」

こうした権力をもつ国民は、「統治をおこなう職務に国王を、法において指名・任命した。[30]」このようにして選任された国王は「王国もしくは彼が統治する各国家（コモンウェルス）にとって奉仕者もしくは臣下にすぎない[31]」。「国王

が国民にとって暴君と転じたときには、国民自身が彼の裁判官に適任であり[32]」、国民が国王を裁くことになるのである。

グッドウィンもまた、国民を個人としてではなく、「共同体もしくは政治社会の一員[33]」としてとらえ、団体としての国民が国王よりも優越していることを主張している。その根拠は、アダムがイブよりも優越していることの理由からの類推として、次のように説明されている。すなわち（1）〈アダムは最初に作られ、その後イブが作られた〉ように、国民が最初に存在し、国王はその後存在する。国民が存在する前には国王は存在しなかった。（2）〈男は女から生じていないが、女は男から生じた〉ように、国民は国王から生じたのではなく、国王は国民から生じた。（3）〈男は女のために作られたのではないが、女は男のために作られた〉ように、国民は国王のために作られたのではないが、国王は国民のために作られた[34]ということである。

こうした男と女に関する優劣の議論は、カルヴァン主義者で抵抗理論を主張したジョン・ノックス（John Knox, 1514?-1573）においてみられる。当時のスコットランド女王メアリーの支配を否定するために、彼は『女たちの奇怪な統治に反対するラッパの最初の高鳴り（*The First Blast of The Trumpet against the Monstrous Regiment of Women*）』（一五五八年）で、女性の優越を聖書的根拠を用いて否定した。グッドウィンの主張の淵源はノックスのこの議論である可能性がある。この男女の比較に関する議論は「団体理論」の変形である。

ミルトンの『国王と為政者の在任権』は、これらの文書における議論をおおむね踏襲している。彼によれば、「チャールズ個人について何かかいたり、助言したわけでない」、「暴君に対して法的に容認され得る事柄を一般論として述べたに過ぎない」とこの文書の執筆状況を後に語っている（5：627-628）。国王殺害という前代未聞の事件をどのよ

うに解釈すべきなのかをまとめたものであり、共和政を正面から主張していない点で他の文書と趣旨は同様である。

まず、ミルトンは統治者の創設の経緯について次のように主張する。

「アダムの堕落を原因として、人間は、自分たちの間で悪事、暴力をおこなうように堕落した結果、このような道は自分たちすべての破滅に至ることを予見し、相互の危害から互いを規制するために共通の同盟を結び、この合意を破ったり、反対する者に対し、一致して互いを守るよう同意した。こうして都市、町、コモンウェルスが生まれた。しかし、彼にはすべての者を信頼することでは十分な規制ができないがゆえに、力と刑罰によって、平和と共通の権利を暴力で侵す者を抑制するために、権威を制定することが必要と理解した。自己防衛と自己保全の権威と力は、本来的・生来的に彼ら各人に存在していた。しかし、安寧と秩序のために彼らすべてが結びつき、各人が自分自身に都合のよい判断者とならないために、彼らは知恵と高潔さが他に優る一人、あるいはそれと同等の資質をもつ一人以上の者に、その力を共有もしくは獲得させた。前者は国王と呼ばれ、後者は為政者と呼ばれる。」（3：199）

ミルトンの議論は、団体としての国民から論じ始めるのではなく、個人から出発している。ピューリタンと評されるミルトンにふさわしく、人間の社会性の根拠をアダム以来の人間の堕落に求めている。そして政治権力は各人の共同行為によってもたらされる。ミルトンは社会の創設と政治体制の創設を明確に分けている。この議論では権力支配関係が存在しない社会の存在が想定されている。

このようにして創設された為政者に対しミルトンは「知恵と高潔さ」という道徳的資質を求め、それが卓越している者が支配者となると主張している。この点は他の論者に見られない人文主義的特徴である。しかし、統治の基

本的な構図は他の論者と同様である。為政者の権力は国民に委託されたものに過ぎないものである。つまり国民に選ばれた為政者は「〔選んだ人々の〕主君や主人ではなく…代理人や受託者であり、信託された権力によって…正義を実行する」存在である。国民の選択にもとづく「国王と為政者の権力は単に派生的なものであり、信託によって、国民から移行され委託されたものであり、国民すべての共通の善をめざしている」（3：199）。

さらにミルトンは、統治者の義務履行を確実にするために、国王に対する法的拘束が必要であると強調している。

「これらの者［統治者］は、しばらくは、よく統治し、すべてのことを自分の判断で公平に決定していた。しかし、そうした権力を絶対的に自分の掌中に収めたいという誘惑から、ついに不正と不公平に陥ってしまった。この試練から、いかなる者に対しても恣意的な権力を任せることの危険と不都合が知られるようになり、すべての者によって形成され合意された法を考え出し、彼らが統治に選んだ者の権威を制限しようとした。失敗した者は統治をおこなえず、個人的な欠点・弱点から可能な限り離れている法や理性がそれに代わるのである。為政者が国民の上に立つように、法は為政者の上に立つのである。」（3：200–201）

ミルトンによれば、統治者はこの世の人間――アダムの子孫は不完全な堕落した存在である――ゆえの限界をもち、普遍的に妥当する法によって規制される必要がある。国王の戴冠式は、こうした法による規制の確認に他ならない。

「法がおこなわれず、また誤用されることによって実行されないことがあるので、そのための唯一の救済策として、すべ

ての国王や為政者が最初に即位する際に、法によって正義をおこなうという条件を課し、宣誓をさせて、このときから彼らの権力が制限されたのである。他ならぬこの言葉によって為政者は国民から忠誠を受け取り、それはまた、国民自身がつくり賛成した法を実行する中で、そうした法にしたがう紐帯もしくは盟約となる。」（3：198）

国王と臣民との関係は、戴冠式の時に服従と忠誠の盟約が結ばれることで初めて成立する。国王はその盟約があって初めて臣民の忠誠を要求できる。「忠誠と至高権の二つの誓言がイングランド臣民をつくる」のである（3：228）。したがって、ミルトンの考えでは、国王が最初から神によって聖別されていたとする王権神授説は全くの誤謬であったし、また、国王が武力を背景にその位に就くこともありえないことであった。ミルトンによれば、イングランドにおいて「ノルマンディー公ウィリアム［ノルマン征服によってイングランド王に即位した人物］は征服者であった」が、統治者として君臨するためには「戴冠式で宣誓を余儀なくされた」（3：201）のである。国王と臣民との関係は盟約以外では生ずることはないのである。

ミルトンによれば、このような盟約は、国王が国民を破滅させるような活動をおこなうことがあれば解除される。

「理解力をもつ者であるならば、盟約は人間や事物の現在の状態にしたがってつくられたものであり、表現されていなくともそれらの中に、一般的な自然法と理性法が内包されていることを知らない愚かな者はいない。もし私が自発的に盟約を相手によかれとある者と結び、後で彼が私に対して人非人であることがわかった場合、私はこの盟約の義務から解除されたと考える。もし、私が敵を傷つけるために、相手に好意をもち、寛容と相手における改心の期待をもって盟約をおこなったのに、後になって相手は盟約を結んだときの十倍の危害を私に与え、依然私の破滅を目論んでいるならば、彼のこの行為に

よって私は盟約から解除されることは明らかであり、そうした正当な要求を彼にすることができないほど神聖な盟約があることは私は知らない。」（３：232)

この著作は、チャールズ個人について言及したものでないとしながらも、この記述では内乱における国王の一連の行動を示唆していると読み取ることができよう。この行動ゆえに国王は支配者たりえず、国民の裁きを受けることになる。

こうしてもたらされた盟約の解除は、国王に対する臣民の忠誠と服従の放棄をもたらす。さらにこの議論で重要なのは、盟約の解除が上のような国王が国民に危害を加えた場合に留まらず、国民が国王の政策を不法であると判断する場合にも、可能とされていることである。これについてミルトンは、次のように説明している。

「疑いもなく、国王が教会や国家において、すでに制度化されていることを命ずるときには、服従はその真の本質にかなっているので、臣民はそれが適法であればおこない、それを不法であると考えたとしても、彼が臣民として留まりたいと思う限り法が課す罰則にしたがわねばならない。しかし、私はもし命令されたことが不法であり、かつ彼らが当初、あらゆる適切な手段を講じている(そしてこれ以上はいかなる人間も法に縛られない)場合、国民やそれらの一部が、世俗および教会において確立していることについて法を執行する国王や彼の権威に反抗しても、私はこれを反逆とは言わず、至高権と忠誠の完全な放棄であると言う。一言で言えば、それは国王を実際に完全に廃位し、国民の上に別の至高の権威を立てることなのである。」（３：229)

国王が不法である行為を臣民に要求する場合、臣民は、不法な行為をおこなうことに甘んじて臣民たることを続けるか、それとも法にしたがって臣民であることを放棄するかを選ばねばならない。不完全性な人間から法を超越したものととらえるミルトンが、後者の選択を推奨していることは言うまでもない。したがって、臣民は完全なる法に照らして、国王との盟約を解除できる。一六四〇年代前半における議会と国王との一連の対立は、この解除が現実におこなわれた具体的例に他ならない。ミルトンによれば、この時、議会は、事実上国王に対する忠誠と服従を放棄して国王の権力を拒否したのである。チャールズの裁判はこの国王の行為を法的に判断する公式の場として支持される。

3　抵抗理論の典拠としてのジョージ・ブキャナン

以上見てきたように、国王処刑を支持した一連のパンフレットはミルトンのそれを含めて、細部は別としても、多くの論点を共有し、ほとんど同様な議論の展開をおこなっていた。その理由は、サモンが『イングランド政治思想におけるフランス宗教戦争』で指摘するように、この時期のイングランドの抵抗論者の典拠が、ジョージ・ブキャナンやオトマン、アルトジウスなど、かなり限定されていたことに求められる。(35) そしてそれらの文献が広範に知られていたことが考えられる。

こうした典拠の中でとりわけ重要なのは、ジョージ・ブキャナン（George Buchanan, 1506–1582）の『スコットランド王国の権利について（*De jure regri apud Scotos*）』である。(36) この著作は、スキナーによって「近代初期における古典的で最も急進的な革命理論を最初に明確に示した」ものと特徴づけられている。(37) スキナーはブキャナンの抵抗

理論の特徴として、従来は上位為政者に限定されていた抵抗の主体を国民全体まで拡大したこと、国民と国王が支配「契約」を結んで、国王がそれに拘束されるとしたこと、国民は支配権を国王に移譲したのではなく信託したこと、の三点をあげている。[38] スキナーの挙げているこれらの特徴に、さらに付け加えるならば、国王が法に拘束されることを明示したこと、その法的拘束の確認は戴冠式の際におこなわれるとしたこと、が指摘できる。これらの論点はいずれも、先に検討した諸文書に見出すことができる。ブキャナンの著作は国王への抵抗のための重要な既存理論であった。

ブキャナンの『スコットランド王国の権利について』が、一七世紀のイングランドの抵抗論に大きな影響を与えたことを裏付けるエピソードがある。王政復古後、一六八三年に「君主の神聖なる身体、その国家と政府およびあらゆる人間社会にとって破壊的な一定の有害図書および憎むべき教理に対して、一六八三年七月二一日の評議会において可決されたオックスフォード大学の判決および布告」（いわゆる「オックスフォード宣言」）が出された。そこにおいて、ブキャナンは国民主権を主張した「憎むべき教理」としてミルトンやグッドウィンとともに批判され、その結果彼らの著作は焚書にあった。[39] この事件は、後二者とブキャナンが同系列の理論家として扱われていたことを示していると言ってよい。

ここで言及しておかねばならないのは、ブキャナンと異なる抵抗理論の有力な様式が当時のイングランドにあったことである。ブキャナンと同時代人、同国人であるジョン・ノックスに代表されるカルヴァン主義にもとづく抵抗理論である。神の権威を強調し、国王の神に対する義務違反を中心に議論を展開するもので、より〈ピューリタン革命〉にふさわしいものといえよう。しかし、すでにみてきたようにこの論法で国王処刑を擁護した文書はみら

れない。この事実は〈ピューリタン革命〉の政治思想的実態をみるうえで重要であろう。アレンが次に述べるようにノックスとブキャナンは暴君放伐という結果を同じくするだけで議論の方法が全く異なっていた。

「ノックスとブキャナンは彼らの師であるジョン・メアーの見解を踏襲していると言われている。しかし、私はノックスとブキャナンの見解には全く類似点を見出すことができない。両者はスコットランドの女王に対する反乱を正当化した。しかしその事実は、状況による単なる偶然にすぎない。[40]彼らは全く異なる根拠の上に立っている。考えにほとんど共通点のない二人が実践的には同じ結果にたどり着いたのである。」

こうしてみるとマイケル・ウォルツアーが『聖者の革命』で描くような革命イデオロギーとしてのカルヴァン主義神学は歴史的にみて虚構であったといわざるを得ない。[41]さらに彼の主張に依拠し、この時期の政治思想における〈黙示録主義〉の存在を強調するポーコックの『マキアヴェリアン・モーメント』の図式も再検討が必要になるであろう。[42]

以下においては、一七世紀の抵抗理論との共通性を論じる視点に立ってブキャナンの『スコットランド王国の権利について』の具体的内容を検討していくことにしよう。[43]この書は「ブキャナン」と「メイトランド」という二人の人物が対話するという形式をとり、前者の「ブキャナン」が積極的に主張を展開する形で議論が進められている。その「ブキャナン」の主張の骨子をなしているのは次の五つの要点である。

まず第一に「ブキャナン」は、共同社会は最初から存在するのではなく、人間の創設によるものと主張する。それ以前は「人間があばら屋またはほらあなで文化ももってない無法な放浪者としてさまよい歩いていた」[44]。こうした

人間が共同社会を形成したのは彼らに備わった自然の衝動ゆえである。

「自然の衝動は人間だけでなく、より下等な動物にも植え付けられている。そのために、便宜の甘言がなくても、同類の者たちと群をなすのである。その後については、もはやそのことは問題ない。この衝動は人間本性に深く根ざしており、それは人間が自分を守るのに必要なものとしてもっているものであるとともに、感覚において人間を楽しませ心を喜ばせるものであって、そのために人間は社会なくして生命を維持していけないと考えるのである。(45)」

この主張は人間を〈ポリス的動物〉とし、共同社会形成を人間本性にもとづくものとするアリストテレスの議論を踏襲している。ただし、すぐに政治支配関係がもたらされるのではない、政治が登場するのは次の段階である。

第二の要点として注目されるのは、「ブキャナン」がこうした共同社会で為政者を設立するのは、国民の利益のためであるとしていることである。このことを彼は、共同体を人間の身体に、国王を医者にたとえて、次のように説明する。

「人間の身体が競合する要素で構成され、病気——障害や内的不安定とでも言うべきもの——があるのと同じように、団体は、各人の必要から、異なる身分・状況・性質の異なる種々の者によって団体を構成されるが、何人も〈ひとときたりとも、何かについて同意することはない〉。そこでは、病気を治す医者が必要である。医者は、正しい均整がとれるように身体の各部分を落ち着かせ、健全な状態に置く。そのために弱い箇所を適当に強めるとともに、体液の過多を検査し、弱い箇所が栄養不足から衰弱し、別の部分が強大になりすぎることのないように各部分について気を配るのである。(46)」

政治社会を人間の身体に、社会内部の諸身分を身体の諸器官にたとえる見方は、一二世紀イングランドの政治思想家ソールズベリーのジョンにすでにみられている。人間にとっての健康が政治社会にとっての共通の利益にあたり、医者＝国王はそれらを達成・維持することに務めなければならない。「ブキャナン」は次のように続ける。

「私がここで挙げた中で、国王の義務という考えをうまく説明するものは何であろうか？　アイネイアースの父、アガムメノン、国民の牧者、統率者、君主、統治者、というような言葉でないか？　これらの言葉すべてに、国王は自分自身の利益のためにではなく、国民の善のために立てられたという意味が含まれている。[47]」

このように、国王は自分の利益の追求を控え、国民への奉仕者たるべき存在である。

第三の要点は、「ブキャナン」が国王は法に拘束される、としていることである。彼は、その理由として、国王の人間としての限界を挙げる。「仮に最高の知恵をもち欠点がない者であれば、彼は本性において王たるべき者であり、国民の選択にはよらない」と言えるし、また「そのような者には我々は独立した無制限の権力を任せる」ことができるであろう。「しかし、これらのことを完全に満たす者、真正の国王であり、ほとんど最高の卓越した資質をもつ者は、見出し得ない」ゆえに、法による拘束が必要である。[48]言い換えれば「我々は、国王が自分の感情——これがしばしば彼を真実から遠ざける——に影響されることを全く排除することができないということを理解しているので、法を国王の職務に付随させ、恣意的意志を矯正する[49]」のである。

第四の要点は、「ブキャナン」が国民は国王に優越し、国王を裁くことができると主張していることである。彼は

このことを法を媒介させて説明している。つまり、国王は「法によって国王であり」、「法は、国王に優越した地位をもち、彼の欲求や活動の矯正者であり、統治者である」[50]という関係に立つ。他方、法は国民の声であり、国民が法を創設したゆえに国民は法に優越する。[51]したがって、「国民は国王よりも優越し偉大であり」、それゆえに「下位者は上位者によって裁かれる、つまり国王は国民に裁かれる」[52]ことになる。ここでは法という手続を用いながら「団体理論」を展開している。

最後に第五の要点は、国王と国民は契約関係に立つという「ブキャナン」の主張である。「国民の十分な同意で選ばれなければ、我々は正統な統治者をもたない」[53]のであり、国王は戴冠に際して「正義と善において法を守ることを宣誓する」結果として、「国王と市民の間に相互の盟約が存在する」のである。[54]このように盟約が一方の当事者である国王が「公的利益」でなく「自分自身の利益」を追求し、法に違反するようになると、彼は暴君と呼ばれ放伐の対象となる。国民は、国王が契約を破ったことで「契約を結ぶ以前の自由な状態」に復帰することとなり、国王に戦いを挑むことが許される。[55]国王へのこうした抵抗に正当性を付与するのは、法に他ならない。

ブキャナンの議論の主要点はミルトンの『国王と為政者の在位権』をはじめとする抵抗論の枠組と共通している。ホッブズの『リヴァイアサン』もこのような抵抗論の枠組を封じるために紙数を費やしている。ではカルヴァン主義の抵抗理論でなく、なぜブキャナンの枠組が選ばれたのであろうか。まず考えられるのは、当時の政治状況にあって、カルヴァン主義に立つ長老派はチャールズの王位を維持する立場にあったことが考えられる。また超越的な神の権威にもとづき、国王を放伐するという考えが広く支持されるほど、当時のイングランドは宗教的でなく、逆にカルヴァン主義者の〈神聖政治〉を彷彿させるものとして敬遠されたのではなかろうか。

さらに理論的問題として、ブキャナンの枠組が、伝統的立憲主義における制限的王権の議論と親和性があり、彼が抵抗の主体を国民全体としているためではなかろうか。実際、この点をとらえてスキナーは、ブキャナンをジョン・ロックに見られる「高度に個人主義的でアナーキィな政治的抵抗権観を正当化する」のに貢献した最初の人物として位置づける。その理由として、国民全体が合法的な統治の設立に同意したゆえに、それに対応する抵抗権を有するのは、選出された国民の代表者だけでなく、国民全体であるということをブキャナンが主張しているとする。(56)フランスのユグノーに代表されるモナルコマキは上位為政者に抵抗を限定していたのに対し、ブキャナンはそれを国民全体に拡大したという点にスキナーは注目したのである。事実、ブキャナンと同時期のジョン・ノックスにおいては、抵抗が許されるのは貴族などの上位身分に限られていた。カルヴァン主義の抵抗論が採用されなかったのはこの制限も原因である。国王を裁判にかけた政治勢力は、クーデターによって権力を握った軍人とそれに賛同した一部の議員に過ぎず、伝統的諸身分として認めがたいものがあった。この問題はミルトンが共和国のスポークスマンとして論争する際にも議論の対象となる重要なものであった。

ブキャナンが国民全体に言及することで抵抗の主体を理論的に拡大したということ以上に、国民という概念を用いることで、彼の抵抗論がさまざまな政治的立場の者が用いることができる、いわばイデオロギー的資源となったといえる。世襲権をもたない僭主に対して私人は抵抗できるが、王権をもつ暴君には上位身分しか抵抗できないというモナルコマキ以来の暴君放伐論を顧慮することなく、抵抗の議論を主張できることになった。実際、本稿で紹介した一七世紀における抵抗論は、国民の抵抗という概念をそれぞれ掲げながら、広範な政治的立場からおこなわれることになったのである。国民の概念が伸縮自在に操作可能となったのである。(57)

ブキャナンの国民概念自体が伸縮自在なものであったことは、ブキャナン自身が明らかにしていた。ブキャナンは「法が、国民の主要な部分に優越した地位を与え、彼らは、法を宣告し統治者を創設する」[58]と論じながらも、抵抗論における国民の範囲をスコットランド議会に集められた三身分の代表という、国民の中でも貴族的な部分に限定していた。

ミルトンもまた類似の概念操作をおこなっていた。グッドウィンの文書においては、自らが急進派と混同されるのを避けるために、国民とは庶民院を意味するということがしばしば明示されているが[59]、ミルトンの場合はそうした限定をおこなっていない。それはミルトンがグッドウィンよりもデモクラティックであることを意味していない。むしろ、そこには少数派が実権を掌握していたランプ議会に対して国民全体の名を冠することで正統性を付与しようとする意図が垣間見られる。確かにミルトンは、国民という一般的概念を用いて抵抗を擁護したが、実際の抵抗を論じるにあたってはモナルコマキ以来の抵抗論の様式――抵抗可能なのはある一定身分より上の者に限定される――を意識し、抵抗権の行使に慎重な限定を与えようとした。そのことは、次の一節にうかがうことができる。

「キリストの信仰が受け入れられて以来、高潔な時代であれ、低劣な時代であれ、暴政のゆえに国王を廃位し死刑に処することは、その隣国の国王が臣民を支持し、加担するほどに正しく必要なことであった。…我が国の君主たちのある者は自分の高位が処罰から免れないことを認識しそれを証するために、宮廷伯爵と呼ばれる役人にセント・エドワードの剣をもたせ、もっとも華々しく壮麗な時であっても、もし国王に過ちがあれば、自分の前で剣をもって妨げさせるようにした、と我々の最高の歴史家マシュウ・パリスは述べている。…古代の法律書を苦心して探求したことから確かとなったのは、イングランドの貴族（Peer, Baron）は国王を裁判する法的権利をもっていたのであり、まさにこの些細ではない理由によって、彼

らはPeerと呼ばれていた、ということである。…我が国や外国の歴史においてわかるのは、公爵、侯爵、伯爵は、最初は世襲でなく、空虚で内容のない称号であったのではなく、信託と職務の名であった、ということである。この職務がなくなってしまった今、我々の考えでは、議会の価値ある者こそ、バロンという言葉が実質を失った後を受け、公益のためにPeerにふさわしい者たちであり、王の裁判官と見なされてよい。」（3：218-220）

国王を実際に放伐するのは「議会の価値ある者」、貴族にふさわしい価値をもつ者である、とミルトンは考えている。彼によれば、実際に国王を処刑した勢力は「為政者、少なくとも国民の中でも高潔な者であり、数は多くないが、自然法と理性を党派に優先させる者で、彼らが発見した大義にしたがって判断を下す者」（3：197）に他ならなかった。国民という抽象的概念は抵抗権の主体という問題を解決するものであった。

『国王と為政者の在位権』とほとんど同じ抵抗理論を繰り返している『イングランド国民第一弁護論（*Pro Populo Anglicano*）』においてミルトンは、自らの国民概念の具体的内容そのものを明らかにしている。彼は、共和国のスポークスマンとしての立場から、オランダの法学者サルマシウスによる共和国政権批判に応え、その中で、国民とは誰なのかについての自らの考えを開陳した。すなわちミルトンは、サルマシウスの「〔共和国政府のいう〕国民とは庶民院の多数を武力で他の者たちを排除した者ではないか」という批判に対し、次のように述べている。

「庶民院議員を排除したのは、確かに国民である、と私は言いたい。議会のよき部分、健全である部分――そこに国民の真の権威が存在している――がなした行為を国民の活動といって何かさしつかえがあるというのか？　議会の多数が隷属することを望み、国家を売ろうとした時、少数の良き者たちが、もし権威をもつならば、それを阻み、自由を維持しよ

うとするのは許されるべきことではないか。[60]」

ミルトンは、国民を「少数の良き者たち」と同一視する。クーデターを挙行した軍人は「残り国民ほとんど全員の同意と要請を受け行動した」者たちである。ミルトンによれば、「最も下層の大衆」は「物事がよくわからず、統治の技術をもっておらず、うぬぼれで空虚で移ろいやすく一定していない」が、他方、一般国民でも中間の者の多くは「ほとんど認識能力があり、物事への対応能力もあり」、それ以外の残りの部分も、彼らを「徳と統治精神に導く」ことは可能であるという。[61]ミルトンにおいて政治を実際に担うものとされた国民とは、それにふさわしい資質をもった市民であった。具体的には共和国政府を担っている人々であった。

こうしたミルトンの論法に対し、その政治的意図を厳しく指摘したのが、『父権論（*Patriacha*）』で知られるロバート・フィルマー（Robert Filmer, 1589-1653）である。彼は一六五二年にホッブズ、ミルトン、グロティウスを批判した『統治の起源に関する省察（*Obsevations Concerning the Originall of Government*）』において、ミルトンが国民を〈健全でよき部分〉に限定したことを指摘し、彼らが国民全体の名の下に権力を行使することを批判する。[62]それはホッブズも同様であった。国民が主権者の権利を制限する団体的権利をもつことを執拗に論駁しようとした彼の意図もこの国民という概念のもつ政治性を懸念したものと考えられるのである。

それでは、同時代の政治イデオロギーとしての価値以上のものをミルトンの政治理論において見出すことが出来るのであろうか。国王殺害を支持した議論は、政治権力の暴走を制限する消極的性格をもち、積極的に自由共和政を正統化するものではない。為政者の権力に制限を加え、チャールズの逸脱を批判する立憲主義は共和政登場後、

出現してきた積極的共和主義の議論とは別のものであった。ミルトンの議論は法的議論である国民概念に「徳の言語」――古典古代の理想的市民精神――を読み込むことによって二つの言語の架橋を試みた。それは国民多数の支持を受けていない共和政を国民概念の操作で正統化するという危うい橋であった。

ミルトンによるこうした国民のとらえ方は、同時代の抵抗論者よりも、むしろその典拠となったブキャナンのエリート主義的な国民概念に近い。ブキャナンが想定した国民は、ミルトンと同じく有徳な少数者を意味していた。このことは国民の内容をめぐる「メイトランド」と「ブキャナン」の次の対話に端的に表れている。「メイトランド」は、国民は堕落していて信用が置けないと言う。

「大部分の大衆は恐れや報酬や賄賂の期待や特権によって堕落していて、彼らは公の利益や誠実を前にしてさえも、自分の快楽や喜びを優先させてしまう。利己的な考えに影響されない者は多くはない。〈よい国民は少ない、テーベの門やナイルの分岐した河口ほどもいない。〉血や盗みに染まった大衆にとって、自由は、他人の自由を売り、他人をねたむためにあるのだ。悪しき国王の名が、彼らの間において聖別されているのを見ることができる。何が法であり権利であるかについて無知ではないのに、名誉となることは何もしようとせずに、躊躇する精神をもち、成り行きに任せ原則よりも党派の利益にしたがう者を、私は信頼できない。(63)」

この見解を肯定しながらも、「ブキャナン」は国民の中には、少数の有徳な人物とこれにしたがう「主要な部分」が存在することを指摘する。(64)

「一般国民の多くがあなたの言ったようなものであることは確かである。しかしそれは、〈主要な部分〉ではない。…恐れや自分の利益から危険を避けようとする誘惑にさらされながら、その卑しい魂が名誉あるおこないの栄光や勇気の美しさによって刺激される者もいる。彼らは新しいことを始めたり統率者となる勇気はないが、市民としての自らの役割から手を引くことを潔しとはしない。それゆえ市民精神は、単なる頭数で評価されるのではなく、その価値によって評価される。よき国民だけでなく、主要な部分も自由や栄誉や国家の安全を担うに足るのである。[65]」

ブキャナンが抵抗の主体とした国民は一般民衆でなく、市民としてふさわしい資質をもつ者に限定されていた。ミルトンのいう「少数の良き者」と同じ論理である。『スコットランド王国の権利について』の議論の中心は抵抗理論よりも、理想的国家にふさわしい国王や国民における徳性の叙述に説明の多くを割いていた。ブキャナンに依拠する一七世紀の抵抗論者の多くがブキャナンの抵抗理論の枠組だけを用いたのに対し、ミルトンの場合には為政者や国民の徳性に言及することでブキャナンに近い議論を展開している。それは人文主義という両者を結びつける共通した世界観があったからである。ブキャナンは多くの論者によって、同時代のノックスと同じ急進的なカルヴァン主義者としてみなされがちであるが、実際には人文主義的な立場に立っていた。彼は卓越したラテン語で文芸作品を書き大陸で名声を博した人物であり、ミルトンの詩作活動にとって偉大な先駆者であった。メイソンが指摘するように、支配者としての君主の義務を説くブキャナンのこの著作は「君主の鑑」に属するものと解釈することが可能である。[66]ミルトンが抵抗理論を展開するにあたって積極的共和主義との齟齬を感じなかったのは、ブキャナンという先駆者の存在であった、と言えるであろう。

4　ミルトンと自然権

ミルトンの抵抗論は、ブキャナンとかなりの程度、議論枠組が共通したものと言えるが、しかし一つの重要な点で両者の間には相違がある。すなわち、ミルトンの抵抗論には、ブキャナンにはなかった自然権の概念が加わっている、ということである。(67) ミルトンは人間に「本来的・生来的に各人が自己防衛と自己保全の権威と権力」（3：198）が存在していることを認める。(68) ブキャナンの場合、社会を構成する要因は自然の衝動であり、国王擁立は公共善という抽象的な目的に立っていた。そこには個人の権利と信託された国王の権力との緊張関係は明確でない。一七世紀の議論には、国王の暴政に対する自己保存を明確に意識する自然権概念があった。(69)

ミルトンに限らず、たとえば、グッドウィンは自然権を「彼らの富と安全に寄与すると正しく判断されるどのようなことをもおこなう権力(70)」と定義して抵抗論に援用していた。またしばしば指摘されてきたように、レヴェラーズの国民主権論の中核にも自然権が置かれていた。自然権は当時の「法の言語」の政治的主張においては枢要な位置を占めていた。

タックは、この時期の自然権理論に大きく寄与したのはオランダの法学者グロティウス(Hugo Grotius, 1583-1645)であったと論じている。(71) グロティウスにおける自然権の主張は、二つの原理を基本としていた。第一に、誰もが自己保存という基本的権利をもっていることであり、第二に、他者を恣意的かつ不必要に侵害することは不当であるということである。グロティウスのこうした自然権理論は、イングランドにおける一七世紀の抵抗理論――とくにチャールズ処刑を正当化する議論――にも顕著にみられるものである。(72)

しかし、当時の自然権概念を用いた諸々の政治的主張には、かなりの幅があったことを看過してはならない。タックは自然権の主張が一七世紀において「奴隷と絶対主義を擁護する保守的な〈権利理論家〉」と「抵抗と万人の財産を極端に擁護する急進的な〈権利理論家〉」という二つのグループに分かれていたと指摘している。(73) 実際、ミルトンが自然権にもとづく抵抗論を主張した一方で、グロティウスは、自然権を国王の絶対主義擁護の根拠に用いていた。ミルトンが共和国秘書官として、論戦を挑んだのも、グロティウスの後継者とされ、君主の絶対的権力を擁護する法学者サルマシウスであった。グロティウス、サルマシウスによる絶対君主支持論では、人間の権利の主張を自己の物理的保存という原理に限定して、その目的を果たすためには他者に対し、自己の政治的自由を犠牲にし、隷属に甘んじる態度すら認容した。この姿勢はイングランドのホッブズと共通する。

ミルトンとサルマシウスとの論争において、サルマシウスは自己保存のためであれば、征服を受容し自己を奴隷化することは許されるという趣旨の主張をおこなった。この見解に対し、ミルトンは『イングランド国民第一弁護論』で次のようなほとんど罵倒に等しい激しい反駁を加えた。

「〈多くの市民がかつて自分自身を奴隷として他の者へ売った。それは国民全体でも可能である〉ということについて。あなた（サルマシウス）は牢獄からの騎士であり、奴隷商人である。あなたは、自らの生まれた祖国にとって、永遠の恥となることであろう。あなたは実に不愉快な奴隷保有者であり、そして公的な斡旋業者であり、売り台でのもっとも低劣な奴隷の集団でさえ、あなたを軽蔑し、つばをはきかけるのである。確かにもし国民が彼ら自身を国王にそうした方法で譲り渡せば、国王は、また同じ国民を他の主人に譲り渡し、高値で売るに違いない。(74)」

ミルトンとサルマシウスの議論は、実際のところ必ずしもかみ合っていなかった。それは、両者が自然権とするものの内容が相違していたためである。抵抗論者の権利概念は、支配者に対抗して政治的主張をなすために用いられているために、その範囲が拡大されがちであった。逆に既存の支配を擁護する側は、それを最小限のもの＝生物学的な自己保存に限定しようとした。さらに言えば、ミルトンの場合、権利概念を自由という概念とあまり区別せずに用い、グロティウスらの自然権概念では人間全般において普遍的には妥当しないとして排除される要素、すなわち宗教的・政治的自由をも、権利の内容に含めていたことがうかがえる。ミルトンの抵抗理論における人間は、単に生物として生命維持の権利をもつ人間ではなく、政治社会を構成する市民として扱われるべき者としてとらえられていた。古代ギリシア・ローマでは、政治に参加を許されない奴隷状態に市民が自ら陥ることは、政治的に人間としての終わりを意味したように、ミルトンにおいても市民が奴隷状態に陥ることは許されないことであった。

こうした市民精神を取り込んだミルトンの抵抗理論では「戦争に参加させられることが自由に反する」という、レヴェラーズが権利の観点から支配者につきつけたような主張は考えられなかった。このようなレヴェラーズの主張はミルトンにとって自由な市民としての地位の放棄に他ならなかった。[75] このことは翻って、ミルトンの主張する抵抗論が、公的義務を果たす有徳な市民を最もふさわしい担い手として想定したことにつながるのである。「法の言語」に「徳の言語」を組み入れたミルトンの議論の特徴が自然権の議論においても表れているのである。

おわりに

以上、明らかにしたように、ミルトンは『国王と為政者の在位権』において、急進的な抵抗論を用い、その中に

共和主義的主張をそこに組み込んだ。これは他の抵抗論者、共和主義者にできなかったことである。共和国のスポークスマンとしての地位はその理論にふさわしいものといえる。彼の議論の二面的性格は、国王処刑を支持する一方、急進的なレヴェラーズなどの主張を封じ込め、ランプ議会の寡頭政を擁護する政治的イデオロギーを提示できた。

だがその意義は単にイデオロギー的な面に留まらなかった。『国王と為政者の在位権』における議論は次の二つの点で注目に値する。まず第一点は、「法の言語」と「徳の言語」の両者を結合させた共和主義思想が、イングランドにおいて、シドニーの未出版文献に限定されず、内乱期にミルトンの著名な著作によって表明されていたということである。従来の英米政治思想史に関する研究では、「法の言語」と「徳の言語」はそれぞれ別の体系として把握され、両者の重複している部分についてあまり関心が払われてこなかった。とくに後発の「徳の言語」からの研究においては、その体系を明確に際立たせるために、あえて「法の言語」を視野から排除してきたと見られなくもない。ミルトンの政治的著作こそ「法の言語」と「徳の言語」の各体系を切り離して考えてきた従来の英米政治思想史研究のあり方に再考を迫り、この時代の政治的議論の展開を明らかにするものであると言えよう。

第二の点は、ホイッグ政治思想に対するミルトンの貢献である。一九世紀において、ホイッグの歴史家は、ミルトン、ロックを国民の自由を求めた偉大なホイッグとして賞賛してきた。こうしたホイッグの歴史認識にバターフィールドは一九三一年の『ホイッグ史観批判（*Whig Interpretation*）』で批判を加えたのであるが、他方で彼は一九四四年の『イングランド人とその歴史（*Englishman and His History*）』においてイングランド政治史上に果たしたホイッグ思想の「宥和」（trimmer）的な役割を高く評価していた。ホイッグはイングランドにおいて急進的改革思想や革命思想を穏健化し、社会の混乱を招くことなく、漸進的な進歩を実行してきたということである。実際、これ

まで見てきたように、ミルトンは「偉大なるホイッグ」にふさわしく、『国王と為政者の在位権』において急進的な革命理論を「徳の言語」によって「宥和」することで、国王への反逆を高貴な精神をもつ者の行動にした。抵抗理論を統治エリートの一翼を担うホイッグの政治的遺産の一つに加えることができたのである。

（1）J・モリル「一七世紀ブリテンの革命再考」、『思想』（岩波書店）二〇〇四年八月号、六一–六二頁。

（2）Hobbes, *Liviathan* (Cambridge, 1991), pp. 225-226.

（3）Peltonen, M, *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought 1570-1640* (Cambridge, 1995), pp. 8-10.

（4）Worden. B., "Milton's Republicanism and the Tyranny of Heaven", Bock. G .eds, *Machiavelli and Republicanism* (Cambridge, 1990), p. 225. その名称は研究者によって、「世俗的人文主義」「市民的人文主義」「古典人文主義」「古典共和主義」とさまざまである。同時代においてこれにあてはまる思想家としてミルトンの他にハリントン、シドニー、ニーダム、ネヴィル、マーヴェルがあげられる。そして、共和主義を奉じていても、古典古代モデルを用いていないヴェーンやジョン・クック、グッドウィンは含めるべきではないであろう。

（5）Worden.B., "Marchamont Nedham and the Beginnings of English Republicanism 1649-1656", Wootton.D, *Republicanism, Liberty, and Commercial Society 1649-1776* (Stanford, 1994), pp. 45-46.

（6）Pocock. J. G. K., *Politics, Language and Time* (New York, 1972), pp.80-147; "The Machiavellian Moment revisited", *Journal of Modern History*, 53, 1981, pp. 49-72.

（7）例外として王政復古以後のアルジャノン・シドニーの『統治に関する論考（*Discourse Concerning Government*）』がある。ただし、この著作は公刊されていないものである。

（8）この「補遺」執筆時期の正確な時期は研究者によって議論が分かれるところである。ミルトン自身は『イングランド国民第二弁護論』で『英国史』執筆開始時期を『国王と為政者の在位権』執筆後、共和国秘書官に就任するまでの間

と述べている（5：627–628）が、以前から多くの研究者が『英国史』の膨大さと期間の短さからこの発言に疑問を投げかけ、執筆開始時期を共和国成立以前の一六四〇年代後半と推定し、「補遺」もこの時期に執筆されたと考えた（5：xxxix)。パーカーは「補遺」の執筆を一六四八年と推定している。Parker. W. R., *Milton* (Cambridge, 1968), vol. 1, pp. 332-336. 彼はミルトンが「補遺」を出版しなかった理由を執筆当時には時論であったがその後の政治情勢の変化で公表に適当でなくなったためと推測している。*Ibid.*, p.949. しかし最近の研究ではミルトンの発言どおりに解釈し、「補遺」執筆時期を国王処刑直後としている。Von Maltzahn, Milton's History of Britain (Oxford, 1991), pp. 22-23. しかしこの説は伝統的な説を覆すほど有力な根拠をもっておらず、テクストの内容に照らしても不自然な箇所が多く（たとえば「補遺」ではプライド・パージ、国王処刑について全く記述がない）、本稿ではパーカーの説に従うことにする。

（9）この事情についてはVon Maltzahn 第一章「ミルトンの〈歴史〉（一六七〇年）と〈ミルトン氏の長期議会と聖職者会議の性格〉（一六八一年）」参照。モルツァーンはこの『一六八一年における長期議会の性格』の公刊を王党派のレストレンジの手になると指摘する。

（10）Hobbes, p. 150.

（11）ミルトンは、一六四八年に独立派の軍人フェアファクス（後にランプ議会においてミルトン、シドニー、ネヴィルら古典共和主義者の擁護者となる）に「コールチェスタを包囲している将軍フェアファックス卿について（On the Lord Gen. Fairfax at the Seige of Colchester）」というソネットを贈り、武勲の賛美をおこなった中で、戦争に引き続いて国家の改革「さらに気高い仕事」を遂行し、「真理」と「正義」を実現するように期待を明らかにしていた。

（12）C・ヒル『一七世紀イギリスの宗教と政治』小野功生訳（法政大学出版局、一九九一年）、二五五頁。ヒルは、ウォーの反律法的な個人理性絶対主義を発展させたのがウェスタンリーであると主張している。

（13）グッドウィンの政治思想について次の文献を参照。山田園子『イギリス革命の宗教思想―ジョン・グッドウィン研究―』（御茶の水書房、一九九五年）

（14）Warr. J., *The Prooiledges of the People or, Principles of Common Right and Freedom* (London, 1649), p. 8.

(15) *Ibid*., p. 11.
(16) Cook. John, John, *King Charls his Case or, An Appearl to All Rational Men* (London, 1649) p. 23.
(17) *Ibid*., p. 24.
(18) *Ibid*., p. 6.
(19) *Ibid*., p. 7.
(20) *Ibid*., pp. 22-23.
(21) *Ibid*., p. 24.
(22) *Ibid*., p. 23.
(23) Skinner. Q., *The Foundations of Modern Political Thought* (Cambridge, 1978), vol.2, pp. 319-320.
(24) Can. J., *The Golden Rule or Justice Advanced* (London, 1649), pp. 25-26
(25) *Ibid*., p. 6.
(26) *Ibid*., p. 30.
(27) Fidoe. J and Jeanes. T and Shaw. W., *The Parliament justified in their late Proceedings against Charls Stuart* (London, 1649), p. 12.
(28) *Ibid*., p. 13.
(29) Goodwin. J., *The Obstructours of Justice* (London, 1649), p. 39.
(30) *Ibid*., p. 11.
(31) *Ibid*., p. 11.
(32) *Ibid*., p. 32.
(33) *Ibid*., p. 23.
(34) *Ibid*., p. 11.

（35） Salmon. J. H. M., *The French Religious Wars in English Political Thought* (Oxford, 1959), pp. 102–105.

（36） スコットランド出身のジョージ・ブキャナンはパリで人文主義的教育を受けた後、プロテスタントに改宗した。スコットランドでは宗教会議の一員となり、ジェームズ六世の家庭教師も務めた。彼はメアリー女王の廃位を擁護するために『スコットランド王国の権利について』（一五七九年出版）、『スコットランド史（*Rerum Scoticarum Historia*）』を執筆した。ブキャナンは前者で抵抗理論を主張し、後者でそれを具体的な歴史叙述に適用した。

（37） Skinner. Q, "The Origins of Calvinist Theory of Revolution", Malament. B., *After the Reformation* (University of Pennsylvania Press, 1980), p. 313. スキナーはまたブキャナンの抵抗論を、ロックにおける個人主義的抵抗理論につながる潮流にあるものと見なし、次のように論じている。「国民主権論を主張するとき、イエズス会士であるマリアナはプロテスタントであるブキャナンと手を携えている。国民主権理論は、両方の党派から独立しており、それゆえに、一七世紀の国制上の闘争においてすべての党派に用いられた。世俗的かつ国民主権的な考えは、主要な二つの絶対主義的政治哲学の伝統に対抗する基礎となった。…ロックは『統治二論』において、これらの伝統に決定的な攻撃を加えたとされている。だがこの近代「自由主義的」立憲主義理論の発展を一七世紀の成果と考えるのは誤りである。ロックたちが国民主権や革命権を発展させたのは、一世紀以上前からカルヴァン主義的革命の諸著作のみならず、サラモニオのような急進的な法学者、アルマンやメアーのようなオッカム主義者の諸著作において明確化され修正されてきた諸概念にもとづいてであった。」*Ibid.*, pp. 347–348.

（38） Skinner (1978), vol. 2, pp. 342–343.

（39） 「オックスフォード宣言」は二七に及ぶ有害な命題を掲げている。ブキャナンの『スコットランド王国の権利について』に当てはまるのは、次の二つの命題である。「命題三　正当な統治者が暴君となるか、あるいは彼らが果たすべき神および人間の法によって統治しない場合、彼らは統治権を喪失する。」「命題二三　邪悪な国王や暴君は死刑に処せられるべきである。もし裁判官や下級執政官が彼らの職務を果たさないならば、剣の権は国民に委ねられる。もし国民の大部分が剣の権を行使することを拒否するならば、聖職者はそのような国王を破門することができる。その後で臣民がそ

の国王を殺害することは合法である。」今中比呂志「資料〈オックスフォード大学宣言〉（一六八三年七月二一日）―英国復古王政期の政治思想の一断面―」、『広大法学』一一巻一号、一九八一年、六一―六二頁。

（40） Allen. J. W., *A History of Political Thought in the Sixteenth Century* (London, 1957), p. 337.

（41） ウォルツァーは次のように述べている。「一六四〇年代になって初めて、ミルトンのような者――これは大陸帰りの亡命ピューリタンの地道な賛同者追求の成果の一部でもある――がノックス、ギルビー、フィティンガムのような〈イングランドにおける真のプロテスタントであり、我々の奉じてきた信仰をもつ祖先〉のことを振り返り、認識し（抵抗論が唱えられ）たのである。」Walzer. M, *The Revolution of Saints* (Harvard, 1965), p. 113.

（42） Pocock. J. G. A., *The Machiavellian Moment* (Princeton, 1975), pp. 336–339.

（43） ブキャナンのテクストについて本稿ではアロウウッド英訳のテキサス大学版を用いた。Buchanan, *The Powers of the Crown in Scotland* (Austin, 1949) ただしテキサス大学版の英訳は必ずしも正確でないという批判がある。Burns. J. H., “The Political Ideas of George Buchanan”, *The Scottish Historical Review*, 30, 1951, pp. 67–68. 本稿での訳はその点に配慮して必要に応じてラテン語テクストである English Experience 版を参照した。

（44） Buchanan, p. 45.

（45） *Ibid*., p. 47.

（46） *Ibid*., p. 49.

（47） *Ibid*., p. 49.

（48） *Ibid*., pp. 55–56.

（49） *Ibid*., p. 56.

（50） *Ibid*., p. 129.

（51） *Ibid*., p. 130.

（52） *Ibid*., p. 131.

（53） *Ibid.*, p. 54.

（54） *Ibid.*, p. 142.

（55） *Ibid.*, p. 142.

（56） Skinner (1980), p. 343. ただし、スキナーはさらに、ブキャナンは「個人はより一層の安全と利益のために国家の形成に同意したのだから、暴君を殺害もしくは排除する権利は、国民全体のみならず市民個人にも与えられている」と主張していた、と指摘している。*Ibid.*, p. 304. しかし、これについては疑問が残る。その判断の最大の根拠はブキャナンが「一度、正義の戦いが敵におこなわれるならば、敵を滅ぼすのは、すべての国民の権利（ius）であるだけでなく、個人にとってもそうである」(Buchanan, p. 143) と記述している箇所である。しかし、スキナーが個人的抵抗を許容していると解釈している箇所での「個人」を、スキナーのように文字どおりの「個人」として解釈するのは難しい。なぜなら、問題となっている箇所のすぐ後に、カッシウス、フルヴィウス、ブルータスなど古典古代の偉大な暴君弑逆者の例が続き、先ほど引用した「ギリシアの多くの国では公的な報酬と賞賛が暴君を殺した者に与えられる」(*Ibid.*, p. 144) という主張が続いており、こうした文脈全体から判断すれば、この「個人」は個人一般ではなく、徳をもった偉大な先人と理解すべきだからである。結局のところ、オークレーが論じているように「ブキャナンの作品のどこにも、ロックの平等主義的な個人主義は現われていない」と見るべきであろう。Oakley. F., "On the Road from Constance to 1688: The Political Thought of John Major and George Buchanan", *Journal of British Studies*, 2, 1962, p. 26. なお、こうした偉大な先人による抵抗は、ミルトンにおいてもギリシア・ローマ時代の抵抗の例として取り上げられ、またカンも同じ趣旨でギリシア神話のヘラクレスを挙げている。しかし、ミルトンもカンも古代の偉大な愛国者の行為を賞賛してはいるものの、個人の抵抗を一般的に許容したわけではなかった。

（57） ケンブリッジ版『ミルトン政治著作集』の解説においてドゼルザイニスは、ミルトンの理論の特徴として、伝統的抵抗理論の枠組を打ち破り、私人の抵抗を正当化していることを強調しているが、今までの議論をみてわかるように彼独自の議論ではなく、過大視すべきではない。M. Dzelzainis, "Introduction", Milton, *Political Writing* (Cambridge,

1991), pp. xi-xv.

（58） Buchanan, p. 131.

（59） Goodwin, p. 39.

（60） Milton, pp. 181-182.

（61） Milton, p. 194.

（62） ロバート・フィルマーはミルトンの国民概念を批判して、次のように論じた。「我々の時代の政治研究家に対して国民とは誰かについて尋ねてみると、彼らは国民について多くは語らず、全国民の中の少数の代表者（彼らはそう呼ぶ）を挙げ、それで十分だとする。その狙いはアリストテレスがめざしているのと同一である。しかし、これらの代表者は全国民の上に立つ者ではないのである。これらの代表者の主要部分は、全国民に責任をもつ者でなければならない。だが、ジョン・ミルトンは代表者の主要部分が国民であることは認めていない。認めているのは彼らのうちの〈健全でよき部分〉だけである。率直に彼が我々に言うには、誰が暴君であるかを決定するのは〈為政者である〉。しかし、もし〈健全でよき〉〈上に立つ〉部分が国民の権力をもつならば、いったいどのようにして国民について知り、判断を下すのであろうか。」Filmer. R, *Patriarcha and Other Writings* (Cambridge, 1991), pp. 202-203.

（63） Buchanan, pp. 133-134.

（64） Oakley, pp. 24-26. もっともアレンは、この場合の国民の〈主要な部分〉を数的多数と解釈し、ブキャナンは単独の個人の徳よりも「主要な部分」が優越すると考えていたとして、その民主的性格を指摘している。Allen, pp. 341-342. しかしブキャナンはこの箇所では、一般的抽象論ではなくスコットランドの具体的歴史を念頭においており、したがってオークレーのように解釈する方が妥当であろう。

（65） Buchanan, p. 134.

（66） Mason. R., "Rex Stoicus: George Buchanan, James VI and the Scottish Polity", Mason ed, *New Perspectives*

on the Politics and Culture of Early Modern Scotland (Edinburgh, 1982), pp. 11-14.

(67) タックは、「カルヴァン主義者は、自然権の理論を打ち出すことはなく、実際、権利の概念そのものにとくに関心をもたなかった」と述べ、ブキャナンが自然権の概念を用いない抵抗論を展開しているのは、「カルヴァン主義者の政治思想の基本的特徴である」と指摘している。ブキャナンがノックス、グッドマン、ポネのようにカルヴァン主義的に神の恩恵をもち出して抵抗論を組み立てているというタックの主張には賛成できないが、ブキャナンに自然権の概念がないという指摘自体は正しい。Tuck. R., *Natural Rights Theories: Their Origin and Development* (Cambridge, 1979), p. 43.

(68) 後の『イングランド国民第二弁護論』では、これは「自然が国民に彼ら自身の自己保存のために与えた権利」（4：154）と言い換えられている。

(69) 内乱期には、主にカルヴァン主義者によって唱えられたものであるが、自然権概念に依拠しない抵抗理論も存在した。彼らは、神の権威を強調するだけで、個人が自然権を移譲して為政者を確立するという理論はとっていなかった。それらの主張は、支配者の神に対する義務を中心に抵抗論を展開する点でブキャナンよりもノックスに近いと言えよう。このような抵抗論をとる思想家としてタックは、ロウスン、ハントン、ラザフォードを挙げている。Tuck, p. 144. 国民、支配者双方に対して神への義務を強調する点ではリチャード・バクスターも彼らと同様の議論方法をとっている。これらの思想家はいずれも神政政治をめざす〈聖国家〉論を前提としているところに特徴がある。

(70) Goodwin, p. 39.

(71) タック『トマス・ホッブズ』田中浩・重森臣広訳（未来社、一九九五年）、四七頁参照。

(72) フィルマーが、『省察』においてミルトンを批判するとともに、グロティウス、ホッブズをも並べて批判したのは、彼らがいずれも自然権に立脚した議論をおこなっていたからであった。神はアダムそしてその継承者である国王にすべての権利を委ねたとするフィルマーにとって、グロティウスのように、国民に自己保存権を留保させ、さらにそれにもとづいて統治者選出を国民に委ねる考えは、たとえそれが絶対主義的王権の擁護論であるとしても容認できない危険な

考えであった。

（73） Tuck, pp. 80-81.

（74） Milton, pp. 184-185.

（75） "An Agreement of the People", Woodhouse. A. S. P. eds, *Puritanism and Liberty* (London, 1986), p. 444. 戦争参加が個人の自由を侵害するという主張はホッブズも『リヴァイアサン』でおこなっている。Hobbes, pp. 151-152. レヴェラーズやホッブズにはミルトンのように個人の身体にとって不利益なことすら高貴な義務としてあえて受け入れる観点はなかった。